平成 23 年 11 月 15 日

各　　位

東京都中野区本町一丁目 32 番２号
会 社 名　アクセルマーク株式会社
代表者名　代表取締役社長 尾下 順治
（コード番号：３６２４　東証マザーズ）
問合せ先　管理部門担当取締役 渡邊 祐也
（連絡先　　０３－５３５４－３３５１）

取締役の報酬制度の改定及びストックオプションの内容に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、より中長期的な視点で業績の向上と企業価値の向上を図っていく観点から、現在の取締役報酬枠（年額２億円）の範囲内で、会社法第 361 条の規定に基づき、取締役（社外取締役を除く。）に対して中長期インセンティブ報酬として、ストックオプションとしての新株予約権を付与するための取締役報酬制度の改定に関する議案について、平成 23 年 12 月 16 日開催予定の当社第 19 回定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。
当該報酬制度を導入する理由及びストックオプション（新株予約権）の具体的内容は以下の通りです。

１．取締役に対してストックオプション（新株予約権）制度を導入する理由

取締役（社外取締役を除く。）の報酬と当社株価との連動性を高め、株価上昇によるメリットのみならず下落によるリスクについても株主の皆様と共有することで、取締役（社外取締役を除く。）の中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲をより高めることを目的とするものであります。

２．ストックオプション（新株予約権）の具体的内容

①　新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式とし、新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は１株といたします。但し、当社が当社普通株式について、株式の分割又は併合等を行うことにより、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社が必要と認める調整を行うものとします。

②　付与する新株予約権の個数

各事業年度に係る定時株主総会の日から１年以内の日に割り当てる新株予約権の個数は 2,000 個を上限といたします。

③　新株予約権の払込金額（発行価額）

無償又はオプション評価モデルを用いて合理的に算出した新株予約権の公正価額（但し、新株予約権の割り当てを受けた取締役に対し当該公正価額に相当する金銭報酬を支給し、当該金銭報酬債権と払込債務を相殺する）のいずれかによるものとします。

④　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とします。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額とし、１円未満の端数は切り上げるものとします。但し、その金額が割当日の前日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、割当日の前日の終値とします。

なお、割当日以降、当社が当社普通株式につき株式分割、株式無償割当または株式併合等を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日以降、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（取得請求権付株式及び取得条項付株式の取得並びに単元未満株式売渡請求権及び新株予約権の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式に使用する、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、割当日以降、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整するものとします。

⑤　新株予約権を行使することができる期間（権利行使期間）

割当日の翌日から30年以内とし、その具体的な期間は当社取締役会において決定するものとします。

⑥　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（ア）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

（イ）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記（ア）

に記載の資本金等増加限度額から上記（ア）に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

⑦　譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

⑧　新株予約権の主な行使条件

（ア）新株予約権者は、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において決定した日から行使することができるものとします。

（イ）その他の条件については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとします。

⑨　その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとします。

(注)上記の内容につきましては、平成 23 年 12 月 16 日開催予定の当社第 19 回定時株主総会において、「取締役の報酬制度の改定及び内容決定の件」が承認可決されることを条件といたします。

以上

■本件に関するお問合せ先
アクセルマーク株式会社
経営企画部　IR担当
【TEL】03-5354-3351 ／【email】ir@axelmark.co.jp